

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十日

広島県人事委員会規則第七号

（昭和四二三玄湯県人事職員等）範囲之定める規則（昭和四二三玄湯県人事

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年広島県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

改正する。

第一係長 化財保護係長 振興係長 管理主事 課（企画調整係を除く。）	給与第二係長 学校財務係長 管理係長 総務係（人事又は服務を担当するものに限る。） 法務係、秘書係、教職員
第二係長 文化財保護係長 振興係長 管理主事 課（企画調整係を除く。）	校財務係長 教職員定数係長 管理係長 総務係（人事又は服務を担当するものに限る。） 法務係、秘書係、教職員
人事委員会事務局の項目「課長」とは、広島県教育委員会職の設置に関する規則（平成九年広島県教育委員会規則第五号）附則第四項に定める室長を含むものとし、「主幹」とは、主幹のうち、教職員課（人事を担当するものに限る。）に置かれるものをいい、「主査」とは、主査のうち、管理部経営企画担当、総務課（総務係（人事又は服務を担当するものに限る。）、法務係及び秘書係に限る。）、教職員課（企画調整係を除く。）及び学校経営戦略推進課（学校経営支援推進班学校働き方改革担当に限る。）に置かれるものをいい、「管理係長」とは、管理係長のうち、生涯学習課に置かれるものをいう。	人事委員会事務局の項目「課長」とは、広島県教育委員会職の設置に関する規則（平成九年広島県教育委員会規則第五号）附則第四項に定める室長を含むものとし、「主幹」とは、主幹のうち、教職員課（人事を担当するものに限る。）に置かれるものをいい、「主査」とは、主査のうち、管理部経営企画担当、総務課（総務係（人事又は服務を担当するものに限る。）、法務係及び秘書係に限る。）、教職員課（企画調整係を除く。）、学校経営支援推進班学校業務改善担当に限る。）及び学びの変革推進課（人事を担当するものに限る。）に置かれるものをいい、「管理係長」とは、管理係長のうち、生涯学習課に置かれるものをいう。
人事委員会事務局の項目「主幹」及び「主任」とは、主幹、主査及び主任のうち、任用、給与勧告又は公平審査等の事務を担当するものとす。	人事委員会事務局の項目「主幹」、「事業調整員」及び「主任」とは、主幹、主査、事業調整員及び主任のうち、任用、給与勧告又は公平審査等の事務を担当するものをす。

二係長 文化財保護係長 振興係長 管理主事 課（企画調整係を除く。）	校財務係長 教職員定数係長 管理係長 総務係（人事又は服務を担当するものに限る。） 法務係、秘書係、教職員
人事委員会事務局の項目「課長」とは、広島県教育委員会職の設置に関する規則（平成九年広島県教育委員会規則第五号）附則第四項に定める室長を含むものとし、「主幹」とは、主幹のうち、教職員課（人事を担当するものに限る。）に置かれるものをいい、「主査」とは、主査のうち、管理部経営企画担当、総務課（総務係（人事又は服務を担当するものに限る。）、法務係及び秘書係に限る。）、教職員課（企画調整係を除く。）及び学校経営戦略推進課（学校経営支援推進班学校働き方改革担当に限る。）に置かれるものをいい、「管理係長」とは、管理係長のうち、生涯学習課に置かれるものをいう。	人事委員会事務局の項目「課長」とは、広島県教育委員会職の設置に関する規則（平成九年広島県教育委員会規則第五号）附則第四項に定める室長を含むものとし、「主幹」とは、主幹のうち、教職員課（人事を担当するものに限る。）に置かれるものをいい、「主査」とは、主査のうち、管理部経営企画担当、総務課（総務係（人事又は服務を担当するものに限る。）、法務係及び秘書係に限る。）、教職員課（企画調整係を除く。）及び学校経営支援推進班学校業務改善担当に限る。）及び学びの変革推進課（人事を担当するものに限る。）に置かれるものをいい、「管理係長」とは、管理係長のうち、生涯学習課に置かれるものをいう。
人事委員会事務局の項目「主幹」及び「主任」とは、主幹、主査及び主任のうち、任用、給与勧告又は公平審査等の事務を担当するものとす。	人事委員会事務局の項目「主幹」、「事業調整員」及び「主任」とは、主幹、主査、事業調整員及び主任のうち、任用、給与勧告又は公平審査等の事務を担当するものをす。

別表第一（第二条関係）	
（略）	機関
こども家庭センター	所長 次長 総務企画課長 総務課長 相談援助課長 相談援助第二課長

9 8 (略)
人事委員会事務局の項目「主幹」、「主任」とは、主幹、主査及び主任のうち、任用、給与勧告又は公平審査等の事務を担当するものとす。

④ 13 (略)

別表第一（第二条関係）	
（略）	機関
こども家庭センター	所長 次長 総務企画課長 総務課長 相談援助課長

9 8 (略)
人事委員会事務局の項目「主幹」、「主任」とは、主幹、主査及び主任のうち、任用、給与勧告又は公平審査等の事務を担当するものとす。

④ 13 (略)

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

備考 こども家庭センターの項中「相談援助課長」とは、「相談援助第一課長」及び「相談援助第二課長」のうち、西部こども家庭センター及び東部こども家庭センターに置かれるものをいう。

備考 こども家庭センターの項中「相談援助課長」とは、相談援助課長のうち、西部こども家庭センター及び東部こども家庭センターに置かれるものをいう。

この人事委員会規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則